

令和2年12月2日

保護者の皆様

大分市立舞鶴小学校  
校長 後藤 哲郎

### 地域の感染レベルに応じた新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

平素より本校の学校教育活動並びに感染症対策へのご協力誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、本県においても感染拡大の状況がみられ、11月28日には、大分県の感染状況の評価が「ステージ2」に移行されました。

つきましては、学校での対応もステージ2の基準に合わせ「レベル2」※1として感染症対策を行いますので、下記についてご留意いただいたうえ、ご協力をお願いいたします。

#### 記

##### 1 健康観察について

- ① 「健康観察カード」を「レベル2、3用」に変更します。このカードにご家族の健康状況も併せて記入してください。
  - ② お子さんに発熱等のかぜの症状がみられる場合は、自宅等で休養させてください。
  - ③ 同居の家族に発熱等のかぜ症状がみられる場合も、お子さんの登校を控えていただきますようお願いいたします。
- ※ ②③の場合は、欠席扱いにはならず、「出席停止」の扱いとなります。

##### 2 本校にて児童や教職員の感染者が確認され感染拡大の恐れがある場合の対応について

- ① 大分市保健所により濃厚接触者が特定されるまでの期間、原則として3日間の臨時休業（休校）を行います。  
※ 接触の状況によっては、臨時休業をしない場合もあります。
- ② 児童が学校に登校している間に本校の児童や教職員に感染が確認された場合には、**急速、全校一斉の下校をする場合**もあります。その旨を舞鶴小「安心安全メール」にて一斉送信するので、ご確認いただくとともに、個別に電話連絡する場合がありますので、確実に連絡が取れるようお願いいたします。
- ③ 学校は、保健所の濃厚接触者等を特定する調査への協力を行います。児童が濃厚接触者と特定された場合やPCR検査の対象者となった場合には、児童の氏名、性別、学校名、学年組、電話番号、生年月日を学校から大分市保健所に情報提供いたしますのでご了承ください。

##### 3 新型コロナウイルス感染症にかかる学校への連絡について

次の場合には、学校へお知らせください。

- ① 児童に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合
  - ② 児童が新型コロナウイルス感染症のPCR検査等（抗原検査も含む）を実施することになった場合（予定も含む）
  - ③ 児童が濃厚接触者と特定された場合
  - ④ 児童と同居するご家族の方等の感染が判明した場合
  - ⑤ 児童と同居するご家族の方等が濃厚接触者と特定された場合
- ※ ①②③④については、休業日や時間外でも学校（校長公用携帯：070-1786-8128）、教頭公用携帯：070-1786-8132）へお知らせください。

※1 文部科学省による「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準と「新型コロナウイルス感染症分科会提言における分類」との関連については、裏面を参照してください。

## 文部科学省による「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意志の活動)
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">             ↓ 収束局面           </div> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">             感染リスクの低い活動から徐々に実施           </div> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">             ↑ 拡大局面           </div> <div style="text-align: center;">             感染リスクの高い活動を停止           </div> </div>	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

(参考)「新型コロナウイルス感染症分科会提言(※2)における分類」との関連

学校の行動基準のレベル	新型コロナウイルス感染症分科会提言(※)における分類		
	ステージ	段階	状況等
レベル3	ステージⅣ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が派生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。
	ステージⅢ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	ステージⅡと比べてクラスターが広範囲に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。
レベル2	ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療体制への負荷が蓄積しつつある。
レベル1	ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	

※2「今後想定される感染状況と対策について」(令和2年8月7日新型コロナウイルス感染症分科会提言)